

---

## 介護事務テキスト2 目次

### 本書について

#### ■介護予防サービス、地域密着型介護予防サービス

- VOL30 介護予防訪問入浴介護費
- VOL31 介護予防訪問看護費
- VOL32 介護予防訪問リハビリテーション費
- VOL33 介護予防居宅療養管理指導費
- VOL34 介護予防通所リハビリテーション費
- VOL35 介護予防短期入所生活介護費
- VOL36 介護予防短期入所療養介護費
- VOL37 介護予防特定施設入居者生活介護費
- VOL38 介護予防福祉用具貸与費
- VOL39 介護予防支援費
- VOL40 介護予防認知症対応型通所介護費
- VOL41 介護予防小規模多機能型居宅介護費
- VOL42 介護予防認知症対応型共同生活介護費

#### VOL43 地域支援事業、介護予防・日常生活支援総合事業

#### VOL44 公費負担医療の請求

---

---

## VOL 45 例題

- 例題 1 介護給付費明細書(様式第二)の作成：訪問介護を提供した場合  
介護給付費明細書の記載について
- 例題 2 介護給付費明細書(様式第二)の作成：訪問入浴介護を提供した場合  
・同一の事業所で訪問介護も提供
- 例題 3 介護給付費明細書(様式第二)の作成：訪問看護を提供した場合  
・同一の事業所で訪問看護も提供
- 例題 4 介護給付費請求書(様式第一)の作成：  
例題 3 について介護給付費請求書の作成、利用者あて請求書・領収書の作成  
介護給付費請求書の記載について、介護報酬の請求
- 例題 5 介護給付費明細書(様式第二)の作成：居宅療養管理指導を提供した場合
- 例題 6 介護給付費明細書(様式第二)の作成：通所介護を提供した場合
- 例題 7 介護給付費明細書(様式第三)の作成：短期入所生活介護を提供した場合  
・食費・居住費の補足給付なし
- 例題 8 介護給付費明細書(様式第二)の作成：福祉用具貸与を提供した場合
- 例題 9 介護給付費明細書(様式第二)の作成：地域密着型通所介護を提供した場合  
・利用者負担の割合 2割
- 例題 10 介護給付費明細書(様式第二)の作成：夜間対応型訪問介護を提供した場合
- 例題 11 介護給付費明細書(様式第二)の作成：小規模多機能型居宅介護を提供した場合
- 例題 12 介護給付費明細書(様式第六)の作成：認知症対応型共同生活介護を提供した場合
- 例題 13 サービス利用票、別表、給付管理票等の作成：  
・居宅介護支援事業所が給付管理業務を行った場合(必要な帳票類)
- 例題 14 介護給付費明細書(様式第八)の作成：介護福祉施設サービスを提供した場合  
・初期加算あり・外泊時費用あり・食費・居住費の補足給付なし
- 例題 15 介護給付費明細書(様式第八)の作成：介護福祉施設サービスを提供した場合  
・初期加算あり・外泊時費用あり・食費・居住費の補足給付あり
- 例題 16 介護給付費明細書(様式第八)の作成：介護福祉施設サービスを提供した場合  
・初期加算あり・食費・居住費の補足給付あり・社会福祉法人等による軽減あり
- 例題 17 介護給付費明細書(様式第九)の作成：介護保健施設サービスを提供した場合  
・緊急時施設療養費の特定治療を行った場合・食費・居住費の補足給付なし
- 例題 18 介護給付費明細書(様式第二の三)の作成：  
訪問型サービス(独自)を提供した場合
- 例題 19 介護給付費明細書(様式第二の二)の作成：介護予防訪問入浴介護を提供した場合
- 例題 20 介護給付費明細書(様式第二)の作成：  
介護保険の被保険者が生活保護の受給者である場合(訪問介護を提供)
- 例題 21 介護給付費明細書(様式第二)の作成：  
介護保険の被保険者が生活保護の受給者である場合(訪問介護を提供)  
・公費分本人負担あり
-

## VOL 4 6 関係資料

1. 介護給付費請求書・明細書様式体系一覧
2. サービス種類別・地域区分別の1単位の単価
3. 地域区分に属する地域
4. 訪問介護でよく使用するサービス内容・単位数
5. 区分支給限度基準額
6. 区分支給限度基準額に含まれるサービス、限度基準額が適用されないサービス
7. 介護職員処遇改善加算の算定要件等、介護職員特定処遇改善加算の算定要件等、サービス提供体制強化加算の単位数・主な算定要件等
8. 摘要欄記載事項
9. 基準費用額、負担限度額
10. 特別療養費に係る指導管理等及び単位数
11. 特別療養費識別一覧
12. 介護予防・日常生活支援総合事業におけるサービス種類の考え方について
13. 月額定額報酬の日割り請求にかかる適用
14. 保険優先公費の一覧（適用優先度順）
15. 令和3年9月30日までの上乗せ分の算定対象となる報酬について
16. カレンダー